



岩手労働局発表
平成25年6月28日

【照会先】

岩手労働局雇用均等室

雇用均等室長 渡辺 安子

室長補佐 佐升川 禎子

地方機会均等指導官 柴田 千波

(電話) 019-604-3010

報道機関各位

平成24年度育児・介護休業法及びパートタイム労働法の施行状況について —育児・介護休業法全面施行に伴い相談件数増加—

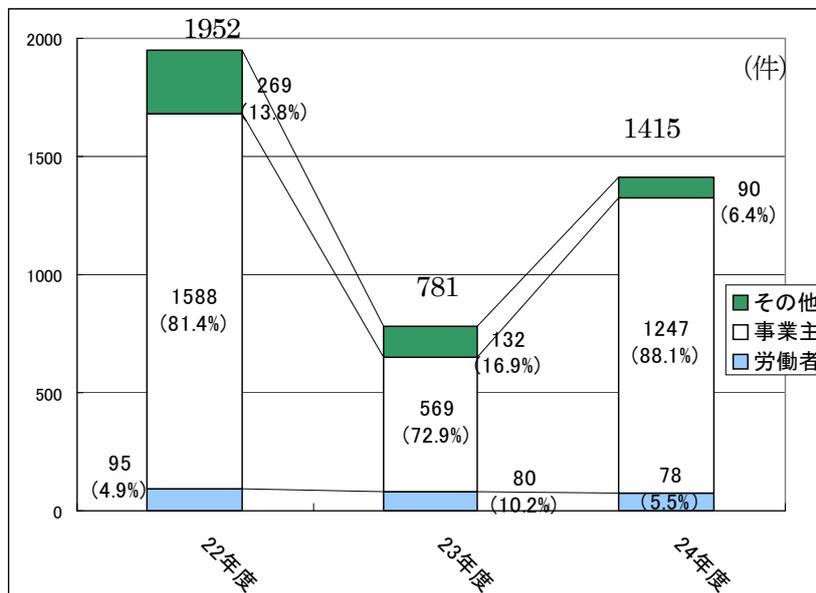
岩手労働局（局長 小林 健）は平成24年度に岩手労働局雇用均等室で取り扱った育児・介護休業法及びパートタイム労働法に関する相談・指導の状況について取りまとめましたので、公表します。

1. 育児・介護休業法関係

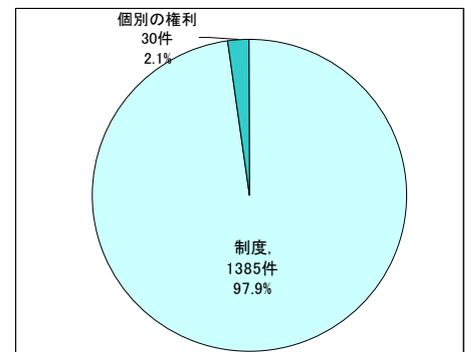
(1) 相談

- 平成24年度に雇用均等室に寄せられた育児・介護休業法（以下「育介法」という。）に関する相談は1,415件で、前年度より634件増加した。これは、平成24年7月1日に育介法が全面施行されたことに伴い、事業主からの規定整備に関する相談が急増したためである。
- 相談内容別に見ると、制度（規定の整備等）に関する相談は1,385件、個別の権利の問題に関する相談は30件である。
- 事業主からの相談は1,247件で、内訳は「育児休業制度」が最も多く133件、次いで「3歳までの勤務時間短縮等の措置」が116件、「子の看護休暇制度」が112件と法改正に係る内容が上位を占めている。
- 労働者からの相談78件のうち、正社員からが46件、非正規社員からが16件で、正社員、非正規社員とも育児休業に関する相談が最も多く、「育児休業が取れない」などの個別の労働者の権利の侵害に関する相談は23件となっている。（資料1参照）

【図1 相談件数の推移】



【図2 相談事案の内訳】



(2) 是正指導

- 育児法第 56 条による報告徴収を 127 事業所に実施し、このうち 125 事業所 (指導率 98.4%) に対し延べ 418 件の行政指導を行い、124 事業所が年度内に是正・改善 (是正・改善率 99.2%) した (表 1 参照)。
- 上記 418 件の指導内容としては、育児関係では、育児休業が 52 件、3 歳までの勤務時間短縮等の措置が 48 件、介護関係では所定労働時間の短縮措置等が 43 件、介護休業が 41 件となっている (表 2 参照)。うち育児休業では、対象者に関する事項 (専業主婦 (夫) 除外規定の撤廃、期間雇用者への適用) が多くなっており、3 歳までの勤務時間短縮等の措置では、子の対象年齢の引き上げに関する事項が最も多く、次いで制度の未整備に関する事項となっている。

【表 1 法第 56 条報告徴収の実施状況】

報告徴収を行った事業所数	127
是正・改善指導を実施	125
年度内に是正・改善	124
	(是正・改善率 99.2%)

【表 2 指導状況】

	内 容	24 年度		うち 相談端緒	23 年度	22 年度
育 児 関 係	育児休業	52	(21.2%)	3	70	146
	うち不利益取扱い	1	(0.4%)	1	0	0
	子の看護休暇	9	(3.7%)	0	37	131
	所定外労働の制限	11	(4.5%)	0	11	57
	時間外労働の制限	19	(7.8%)	0	23	75
	深夜業の制限	9	(3.7%)	0	12	47
	3 歳までの勤務時間短縮等の措置	48	(19.6%)	1	31	87
	休業期間等の通知	2	(0.8%)	2	5	2
	3 歳以上の勤務時間短縮措置等(努力義務)※	95	(38.8%)	5	80	174
	小計	245	(100.0%)	11	269	719
介 護 関 係	介護休業	41	(36.6%)	1	29	82
	介護休暇	9	(8.0%)	0	14	67
	時間外労働の制限	10	(8.9%)	0	10	71
	深夜業の制限	9	(8.0%)	0	11	47
	所定労働時間の短縮措置等	43	(38.4%)	2	29	74
	小計	112	(100.0%)	3	93	341
	職業家庭両立推進者※	61		2	49	120
	合 計	418		16	411	1180

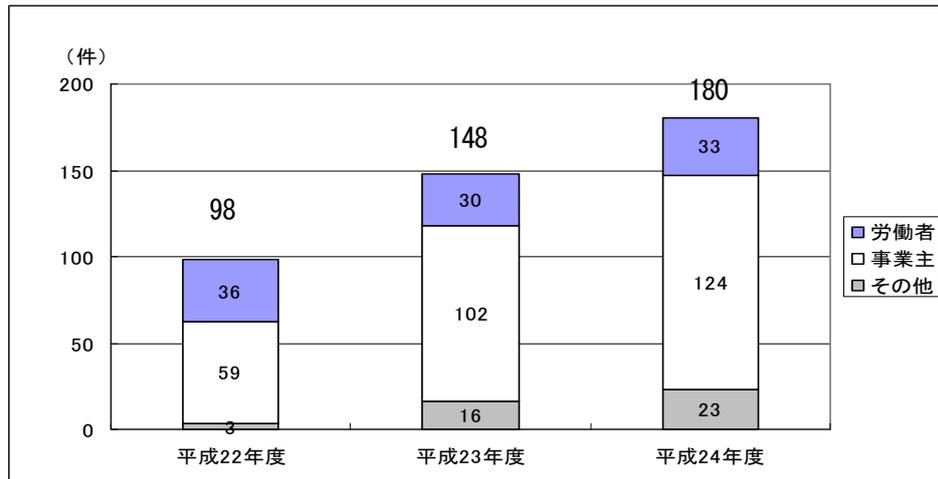
※は努力義務の措置について指導した件数

2. パートタイム労働法関係

(1) 相談

- 平成24年度に雇用均等室に寄せられたパートタイム労働法（以下「パート法」という。）に関する相談は180件で、前年度より32件増加した。
- 相談者の内訳は、事業主からの相談が124件、短時間労働者からが33件となっている。相談内容の内訳は、「通常の労働者（正社員）への転換」に関する相談が46件、「労働条件の文書交付」が20件となっている。（資料2参照）

【相談件数の推移】



(2) 是正指導

- パート法第16条による報告徴収を196事業所に実施し、このうち全ての事業所に対し804件の行政指導を行い、194事業所が年度内に是正・改善（是正・改善率98.5%）した。
- 指導内容は、「正社員への転換」が147件、「労働条件の文書交付」が117件となっている。

【指導状況】

	24年度		23年度	22年度
		うち短時間労働者相談 端緒		
労働条件の文書交付等(第6条関係)	117 (14.6%)	3	97	186
就業規則の作成手続(第7条関係)※	143 (17.8%)	0	135	170
差別的取扱いの禁止(第8条関係)	0 (0.0%)	0	0	0
賃金の均衡待遇(第9条関係)※	29 (3.6%)	1	34	35
教育訓練(第10条関係)	1 (0.1%)	1	1	2
福利厚生施設(第11条関係)	0 (0.0%)	0	0	0
通常の労働者への転換(第12条関係)	147 (18.3%)	2	132	292
待遇に関する説明(第13条関係)	0 (0.0%)	0	1	0
短時間雇用管理者の選任(第15条関係)※	57 (7.1%)	0	46	116
その他(指針等:労働関係法令の適用等)	310 (38.6%)	5	20	1
合計	804 (100.0%)	12	466	802

※は努力義務の措置について指導した件数

育児・介護休業法関係相談受案件数

資料1

相談の内容		平成 24年度	労働者		事業主	その他	平成 23年度	平成 22年度	
			(うち 権利事案)	(うち 権利事案)					
育児 関係	休業に係る事案(期間雇用者に係る事案を除く)	164	(3)	16	(3)	133	15	129	233
	期間雇用者の休業に係る事案	2	(2)	1	(1)	1	0	3	11
	子の看護休暇に係る事案	126	(1)	6	(1)	112	8	70	174
	休業に係る不利益取扱い事案	9	(9)	6	(6)	1	2	15	14
	休業以外に係る不利益取扱い事案	4	(4)	3	(3)	1	0	2	1
	所定外労働の制限に係る事案	107	(0)	3	(0)	97	7	46	113
	時間外労働の制限に係る事案	102	(0)	3	(0)	93	6	38	126
	深夜業の制限に係る事案	107	(1)	6	(1)	95	6	44	115
	所定労働時間の短縮措置等(23条)に係る事案	135	(2)	9	(1)	116	10	100	204
	所定労働時間の短縮措置等(24条)に係る事案	92	(0)	2	(0)	84	6	33	103
	労働者の配置に関する配慮に係る事案	0	(0)	0	(0)	0	0	1	1
	紛争解決援助制度に係る不利益取扱い事案	2	(2)	1	(1)	0	1	2	0
	休業期間等の通知に係る事案	21	(1)	5	(1)	13	3	36	100
	その他	31	(0)	6	(0)	20	5	38	29
	小計	902	(25)	67	(18)	766	69	557	1,224
介護 関係	休業に係る事案(期間雇用者に係る事案を除く)	111	(0)	2	(0)	102	7	47	152
	期間雇用者の休業に係る事案	1	(1)	1	(1)	0	0	0	2
	介護休暇に係る事案	105	(2)	6	(2)	95	4	43	128
	休業等に係る不利益取扱い事案	1	(1)	1	(1)	0	0	0	1
	時間外労働の制限に係る事案	88	(0)	0	(0)	85	3	28	105
	深夜業の制限に係る事案	89	(0)	0	(0)	86	3	27	106
	所定労働時間の短縮措置等(23条)に係る事案	93	(0)	0	(0)	89	4	32	116
	所定労働時間の短縮措置等(24条)に係る事案	3	(0)	0	(0)	3	0	4	1
	労働者の配置に関する配慮に係る事案	0	(0)	0	(0)	0	0	0	0
	紛争解決援助制度に係る不利益取扱い事案	0	(0)	0	(0)	0	0	0	0
	休業期間等の通知に係る事案	10	(1)	1	(1)	9	0	22	93
	その他	9	(0)	0	(0)	9	0	20	22
	小計	510	(5)	11	(5)	478	21	223	726
職業家庭両立推進者	3		0		3	0	1	2	
合計	1,415	(30)	78	(23)	1,247	90	781	1,952	

パートタイム労働法関係相談受理件数

	平成 24 年度			平成 23 年度	平成 22 年度	
	労働者	事業主	その他			
6 条（労働条件の文書交付等）	20	6	11	3	12	14
7 条（就業規則の作成手続き）	5	0	5	0	1	1
8 条（差別的取扱いの禁止）	5	0	4	1	4	5
9 条（賃金）	15	2	11	2	7	4
10 条（教育訓練）	9	0	7	2	2	1
11 条（福利厚生施設）	8	0	6	2	0	1
12 条（通常の労働者への転換）	46	4	34	8	60	11
13 条（待遇に関する説明）	12	4	7	1	8	5
14 条（指針関係）	26	6	18	2	22	11
15 条（短時間雇用管理者）	1	0	1	0	1	0
その他	33	11	20	2	31	45
合 計	180	33	124	23	148	98